

## 第26回臨時総代会開催

令和5年10月11日に臨時総代会を開催いたしました。書面議決11名、出席17名の総代28名が出席されました。

議長は深石伸一さん(川上)、議事録記名人に深石政一さん(西条)、間島治美さん(吉木)が選任され、令和4年度的一般会計決算、事業報告並びに報告事案1件の議案について慎重審議の下、全議案が承認されましたのでここに報告いたします。



令和5年10月11日 第26回臨時総代会  
出席 25名 (うち事務局2名)

▲ 会議当日の様子

深石議長の進行により滞りなく会議が進められました。



## 水土地改良区からの

# お知らせ

### 冬季の用水について

用水路に雪を入れますと、水路が雪で詰まり越水する恐れがあるため、入れないでください。越水すると、道路や住宅に水が流れ込み重大な事故につながりますので絶対に雪を入れないでください。

**非かんがい期である冬季間は大字ごとの管理をお願いしておりますので、水管理については、地元で対応下さいますようお願いいたします。**

本格的な冬が到来し、除雪作業に追われる事と思いますが、怪我のないようお気をつけて作業を行ってください。



◀ 雪による越水の写真

### ◆ 土地改良区検査について

令和5年9月に新潟県による抜き打ちでの検査がありました。3年に1度行われる検査で、令和2~4年度の業務及び会計について検査されましたが是正事項はなく、適正に処理されていると報告を受けました。今後も水土地改良区の適切な業務随行に努めていきます。

### ◆ 年末年始の営業について

12月29日から1月3日までお休みとさせていただきます。何かありましたら地元の理事までご連絡下さい。

### ◆ 第13期役員・総代任期について

役員・総代の任期は4年間と定められており、今期の任期は令和6年12月15日までとなっています。

予定では来年の秋ごろに選挙となります。選挙の告示日及び選挙会の期日が決定しましたら関係者の皆様にお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

なお、選挙の詳細につきましては令和6年度にお知らせいたします。

現役員並びに総代の皆さま、任期残りわずかとなりましたがよろしくお願いいたします。

## 令和7年度からの事業について

令和7年度から県営基幹水利施設ストックマネジメントという事業が開始されます。県営右岸幹線用水路(通称”かんぱい”)の管路が破損しており、修繕が必要と平成26年度の調査で発覚しました。(図①、②参照)

管路の修繕を目的とし、本年度新潟県より調査業務が発注され、来年度春には工事の概算が確定する事になります。

この事業は組合員のみなさまに広報でもお知らせし、令和3年3月20日第49回総代会議案14号にて可決されております。

工事箇所はお知らせしているとおり、旧事務所脇から県道横断し、サンフォン出口迄です。概算が確定し、総代会にて再度事業承認後本工事になります。(図③参照)



図① 樋管破損状況



図② 樋管破損状況



事業の負担は、市(妙高市、上越市)受益者(水上土地改良区、関川水系土地改良区)が負担する事になります。返済期間や期間等はこれから関係者のみなさんと詰めていくことになります。

この用水路は受益地約250haと大切な大動脈ですのでみなさんからご理解ご協力いただきまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、進捗状況等はその都度全ての組合員、総代のみなさん、役員のみなさんに広報等でお知らせしていきます。

### ◆ 農地の権利移動・組合員の変更は年度末(3月末)までにご提出ください ◆

- ① 農地を売買したとき
- ② 地目を変更しようとするとき
- ③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
- ④ 住所、振替口座名義を変更したとき

⚠ 届出が出ていないと ⚠  
前組合員に賦課金がかかります

※関川用水地区事業に伴い受益土地の制限がかかっていますが、やむを得ず農業以外の目的(住宅・商業施設・駐車場等)に農地転用する予定の方も事前にご連絡ください。

制限がかかっているため、個人や民間による農振除外・農地転用が認められません。

※6月に賦課金が発生しますが、資格交代の変更届を出されていない場合、4月現在の組合員への請求となります。

※4月に新年度切り替えのため、変更届は3月末までにお届けください。

これはどうなるのかな? と思ったら、まずは土地改良区へご連絡ください。

